

## 5.悪臭

### (1) 悪臭防止法に基づく規制地域

規制地域は市内全域で、その区分は次のとおりです。

地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
該当する地域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域	準工業地域 工業地域 市街化調整区域のうち住宅団地	工業専用地域 市街化調整区域
色分け	赤	黄	緑

備考 この表において、赤、黄及び緑とは悪臭規制地域図における当該地域を表す色を指し、同図面は本市環境部環境保全課に備えています。

### (2) 悪臭防止法に基づく規制基準

規制基準は次のとおりです。

区 分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
工場事業場の敷地境界 (1号基準)	12	15	18
気体排出口 (2号基準)	排出口から排出した臭気が、地表に着地したときの最大濃度が事業場敷地境界上の規制基準に適合するように、大気拡散式を用いて事業場毎に算出します。		
排水水(3号基準)	28	31	34

参考 臭気指数12は、採取した空気を16倍に希釈した場合に臭気を感知しないことです。同様に、臭気指数15は32倍、臭気指数18は64倍に希釈した場合に臭気を感知しないことです。

## 6. ダイオキシン類

### (1) ダイオキシン類に係る環境基準 (平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l以下
水 底 の 底 質	150 pg-TEQ/g以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g以下

備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。  
3. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

- (注) 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
2. 水質の汚濁(水底の底質を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(2)ダイオキシン類に係る毒性等価係数

ア. ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)

ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)		ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)	
異性体	毒性等価係数	異性体	毒性等価係数
2,3,7,8-四塩化ジベンゾフラン	0.1	2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	1
1,2,3,7,8-五塩化ジベンゾフラン	0.03	1,2,3,7,8-五塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	1
2,3,4,7,8-五塩化ジベンゾフラン	0.3		
1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾフラン	0.1	1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.1
1,2,3,6,7,8-六塩化ジベンゾフラン	0.1	1,2,3,6,7,8-六塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.1
1,2,3,7,8,9-六塩化ジベンゾフラン	0.1	1,2,3,7,8,9-六塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.1
2,3,4,6,7,8-六塩化ジベンゾフラン	0.1		
1,2,3,4,6,7,8-七塩化ジベンゾフラン	0.01	1,2,3,4,6,7,8-七塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.01
1,2,3,4,7,8,9-七塩化ジベンゾフラン	0.01		
1,2,3,4,6,7,8,9-八塩化ジベンゾフラン	0.0003	1,2,3,4,6,7,8,9-八塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.0003
その他	0	その他	0

イ. コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB)

異性体	IUPACNo.	毒性等価係数
3,4,4',5'-四塩化ビフェニル	#81	0.0003
3,3',4,4'-四塩化ビフェニル	#77	0.0001
3,3',4,4',5'-五塩化ビフェニル	#126	0.1
3,3',4,4',5,5'-六塩化ビフェニル	#169	0.03
2',3,4,4',5'-五塩化ビフェニル	#123	0.00003
2,3',4,4',5'-五塩化ビフェニル	#118	0.00003
2,3,3',4,4'-五塩化ビフェニル	#105	0.00003
2,3,4,4',5'-五塩化ビフェニル	#114	0.00003
2,3',4,4',5,5'-六塩化ビフェニル	#167	0.00003
2,3,3',4,4',5'-六塩化ビフェニル	#156	0.00003
2,3,3',4,4',5'-六塩化ビフェニル	#157	0.00003
2,3,3',4,4',5,5'-七塩化ビフェニル	#189	0.00003

注：表ア及びイに示す毒性等価係数は、WHO-TEF (2006)と同じものである。

：表イに示すIUPACNo.は、国際純粋応用化学連合で定めた物質の番号である。

## 7.廃棄物

### (1) 一般廃棄物処理計画

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年豊橋市条例第20号）第9条及び第16条第1項の規定により、平成29年度一般廃棄物処理計画を次のとおり定める。

平成29年4月1日

豊橋市長 佐原 光一

#### 1. 計画期間

本計画の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

#### 2. 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とする。

#### 3. 一般廃棄物の排出量の見込み

##### (1) 排出量の見込み

区 分	排 出 量
ご み ※	136,336 t
し 尿	1,600kl
浄化槽汚泥	47,700kl
浄化槽汚泥（乾燥）	70 t
浄化槽汚泥（脱水）	160 t

※種別ごとの排出量内訳については、I（2）のとおり

##### (2) 家庭廃棄物の分別区分

区 分	対 象 品 目 (具 体 例)
もやすごみ	資源にならない紙くず（ティッシュ、おむつ、汚れた紙類など）、汚れたプラスチック容器包装類、汚れた布類、革製品、30 cm以内の日用品類（金属製品以外）、木の板、木の枝 等
生ごみ	野菜、総菜、果物、穀類、調理くず、食べ残し、菓子類、肉類、魚介類 等
びん・カン	びん：飲料・食品用のガラス製のびん、化粧品のびん カン：飲料・食品用のアルミ缶、スチール缶

危険ごみ	蛍光管、有水銀類、スプレー缶、針類、刃物類 等
こわすごみ	60 cm未満の小型家電類、その他 120 cm未満の日用品類
布類	衣類、ハンカチ、タオル、カーテン、シーツ等の内、汚れていないもの
うめるごみ	割れたびん、陶磁器類、ガラス製品、ブロック、レンガ類 等
古紙	新聞・チラシ、ダンボール、雑誌、牛乳パック等、雑がみ
大きなごみ	指定品目（電子レンジ、カーペット、布団、ベッド、自転車 等） 指定品目以外（1 辺が 60 cm以上の電気・ガス・石油器具類、高さ 90 cm以上または幅 120 cm以上の家具類、1 辺が 120 cmを超えるその他のもの）

#### 4. 一般廃棄物の処理主体

区 分		処理主体	
		収集・運搬	処分
家庭廃棄物	もやすごみ	市（直営及び委託業者） <sup>※1</sup> 、 又は許可業者 <sup>※2</sup>	市（直営）
	生ごみ	市（直営及び委託業者） 又は許可業者 <sup>※2</sup>	市（委託業者）
	びん・カン		
	プラマークごみ		
	ペットボトル		
	危険ごみ	市（直営及び委託業者） <sup>※1</sup> 、 又は許可業者 <sup>※2</sup>	市（直営及び委託業者 <sup>※3</sup> ）
	こわすごみ	市（直営及び委託業者） <sup>※1</sup> 、 又は許可業者 <sup>※2</sup>	市（直営）
	布類	市（直営及び委託業者）、 又は排出者、許可業者 <sup>※2</sup>	民間
	うめるごみ	市（直営及び委託業者） <sup>※1</sup> 、 又は許可業者 <sup>※2</sup>	市（直営）
	古紙	排出者	民間
	大きなごみ	市（直営）又は排出者、 許可業者 <sup>※2</sup>	市・民間 <sup>※4</sup>
事業系廃棄物		排出事業者及び許可業者 <sup>※2</sup>	市（直営及び委託業者）
生し尿及び浄化槽汚泥		許可業者 <sup>※2</sup>	市（直営及び委託業者）

※1 家庭廃棄物のうち、もやすごみ、プラマークごみ、ペットボトル、危険ごみ、こわすごみ、うめるごみは、一度に多量の排出がある場合は、排出者自ら市の廃棄物処理施設等へ持ち込むことができる。

※2 許可業者は別表 1 のとおり。

※3 危険ごみのうち、蛍光管・有水銀類は委託業者により処理するものとする。

※4 大きなごみのうち、家電 4 品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）は民間業者により処理するものとする。

## 5. 処理計画

### I ごみ処理実施計画

豊橋市廃棄物総合計画に基づき、以下のとおりごみの処理を推進する。

#### (1) 平成29年度の主な取り組み

##### ア) ごみ減量の推進

- ・ 市民意識の啓発、530市民の育成

広報紙やクリーンカレンダー、ごみガイドブック等を配布し、ごみ分別の徹底と効果的なごみ減量に向けた情報提供を行う。また、幼児・児童を対象とした環境教育や自治会等を対象とした出前講座、530のまち環境フェスタ等のイベントを通じて、ごみ問題について正しい知識を持ち、積極的に行動することが出来る530市民の育成に取り組む。

さらに、三角コーナーの利用や水切りの励行等により、「もやすごみ」の約4割を占める生ごみの減量を呼びかける。

- ・ ごみ処理施設見学会の開催

ごみ処理の現状を深く知ってもらい、ごみについての教育・啓発の場とすることを目的に、募集した市民や清掃指導員、学校及び希望団体等を対象にしたごみ処理施設見学会を随時実施する。

- ・ ごみ処理手数料の適正化

バイオマス利活用センターの稼働に伴い、事業系一般廃棄物（生ごみ）を搬入する際の投入料金を新設する。また、資源化センターや最終処分場へ事業系一般廃棄物を搬入する際の投入料金等を適正化するための検討を進める。

- ・ 家庭ごみの組成分析調査

家庭ごみの排出・分別状況を把握するために地域ごとのごみ分析調査を行い、その結果を市民への啓発や市が行うごみの収集・処理業務の改善検討作業に活用する。

- ・ 事業系一般廃棄物の減量促進

一定規模以上又は、多量の一般廃棄物を排出する事業用建築物の所有者に対して減量計画書の提出を求めるほか、事業系ごみガイドブックを事業所に配布し、事業所におけるごみ減量の促進を図る。

##### イ) 資源回収の促進

- ・ 地域資源回収の活性化

校区・町自治会やPTA等が行う地域資源回収に奨励金を交付する。また、アルミ缶・スチール缶の積極的な回収を促すため、ビンカンボックスなどの資源回収容器を希望する小中学校へ譲与するとともに、地域資源回収実施団体へ貸与する。

- ・ リサイクルステーション事業の実施

資源回収拠点であるリサイクルステーションで、古紙、布類、食用油及び使用済小型電子機器等を回収し、資源化する。

- ・ 資源ごみのリサイクル推進  
古紙やびん・カン、ペットボトル、プラマークごみ等の資源ごみについて周知徹底を図るとともに、地域資源回収やごみステーションへの適正排出を呼びかける。
- ・ 資源物の持ち去り防止対策の充実  
ごみステーションからの資源物の持ち去りを禁止し、監視指導員による巡回パトロールなどを実施する。また、持ち去り防止対策強化の一環として監視カメラの拡充を図る。
- ・ 金属類の回収・スラグの活用  
資源化センターに搬入されるごみの中から有価金属類を資源として回収する。また、ごみの焼却処理で発生する焼却灰をスラグ化し、有効活用する。
- ・ 使用済小型電子機器等のリサイクル推進  
市が指定する施設で拠点回収を行う。また、ごみステーションへ持ち出された「こわすごみ」及び資源化センターへ持ち込まれた「こわすごみ」から、使用済小型電子機器等の選別回収を行い、有価金属類等の回収の拡大を図る。
- ・ 剪定枝のリサイクル推進  
資源化センターに持ち込まれる剪定枝をチップ化し、有効活用を図る。
- ・ 再生家具の展示販売  
大きなごみの中から使用できる家具類を清掃・補修し、再生家具として展示販売を行う。
- ・ 生ごみ、し尿・浄化槽汚泥の利活用  
家庭及び事業所等から排出される生ごみやし尿・浄化槽汚泥をメタン発酵処理することによりバイオガス化し、また、処理残渣についても炭化処理することにより、有効利用を図る。
- ・ 民間古紙回収拠点の利用促進  
古紙リサイクルヤードや古紙回収業者がスーパーやホームセンターなどの敷地内に設置した古紙回収コンテナの利用について市民へ周知し、古紙のもやすごみへの排出抑制を図る。

#### ウ) 円滑な収集・運搬

- ・ 指定ごみ袋制度による分別精度の向上  
もやすごみ、こわすごみ及び生ごみの指定ごみ袋制度により分別精度の向上を図る。また、ごみガイドブックの配布や広報紙等を通じて、市民に家庭ごみの分別を分かりやすく説明し、ごみ分別の徹底を呼びかける。
- ・ 清掃指導員の活動支援  
ごみの分別や持ち出しルールの徹底を指導・啓発するために、町自治会から推薦を受け、市が委嘱する清掃指導員の活動を支援するために、研修や出前講座等の充実を図る。
- ・ 生ごみの分別収集  
平成29年10月からのバイオマス利活用センターの運用開始に向け、平成29年4月からもやすごみと生ごみを分けて収集を行う。また、市民に対し積極的な周知・啓発を行い、協力及び適正排出を呼びかける。

- ・びん・カンのステーション収集  
びん・カンストックヤードの活用により、効率的なびん・カンのステーション収集を行う。  
また、速やかなビンカンボックスの撤去・処分を行う。
- ・ごみ搬入車両の増加対策  
市民が自家用車で直接搬入することにより発生する資源化センター周辺道路の渋滞緩和を図るため、ごみステーションへの持ち出しの周知・啓発により意識の高揚を図るとともに、お盆や年末などの搬入集中期間での臨時待込場所開設などにより、円滑な施設運営に努める。

#### エ) 環境負荷の少ない中間処理

- ・資源化センター・焼却施設 3 号炉の効率活用  
適切にごみ焼却処理を進めるため、焼却施設 1・2 号炉と併せ、焼却施設 3 号炉の効率的稼働を進める。
- ・資源化センター施設整備の推進  
豊橋市と田原市で広域処理する新しいごみ処理施設の建設に向け、環境影響評価等を行い、事業進捗を図る。

#### オ) 安定した最終処分

- ・搬入ごみの減量・減容  
埋立処分量の減量と同時に、既に埋め立てられた廃棄物を掘り起こして分別し、熔融や再埋立をするなど減容に取り組み、最終処分場の延命を図る。
- ・最終処分場内の環境対策  
最終処分場内の緑化や埋立終了後の施設の適切な維持管理を行い、環境の保全に努める。

#### カ) 三者の協働・環境への配慮

- ・530 運動の推進  
「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、市民・事業者・行政が一体となって環境実践活動に取り組むことにより、環境に配慮したまちづくりの実現を目指す。
- ・サーマルリサイクルの推進  
資源化センターの焼却施設で発生する熱エネルギーを、廃棄物発電や「りすば豊橋」等の周辺施設で活用し、サーマルリサイクルの推進に努める。
- ・ごみ処理コストの情報発信  
ごみ収集や処理部門ごとに要する費用を算出し、ごみ処理事業全体の点検・改善に活用する。また、これらのごみ処理費用についての情報を市民にわかりやすく PR する。
- ・適正処理の啓発・指導  
広報紙やチラシ、事業系ごみガイドブック等を活用し、排出事業者に対して事業系廃棄物の適正処理を啓発する。また、自治会等と協働して不法投棄防止対策に取り組む。





【参考1】資源化量の見込み

区 分	資源化量
びん・カン	4, 0 0 6 t
ペットボトル	5 3 0 t
布類（ステーション収集分）	6 9 6 t
プラスチック製容器包装	2, 1 7 5 t
古紙、布類、食用油、使用済小型電子機器類等 （リサイクルステーション等）	1, 2 6 8 t
古紙、布類、アルミ・スチール缶（地域資源回収）	9, 0 0 0 t
スラグ	4, 5 2 0 t
木質チップ	2, 0 0 0 t
再生家具・自転車	1 3 t
バイオガス	1, 5 4 5 t
炭化物	8 1 0 t
その他中間処理施設での資源化量	2, 2 4 8 t
最終処分場からの資源	1 0 t
古紙回収業者による資源化量	2, 9 6 0 t

【参考2】市が処理する産業廃棄物の排出量の見込み

区 分	排 出 量
資源化センター搬入分	3, 1 8 0 t
最終処分場搬入分	8 4 4 t

(3) ごみ集積場所の概要

ア) ごみステーション

豊橋市ごみステーション設置に関する指導要綱第2条第1項に定める、家庭ごみの持ち出し場所

イ) リサイクルステーション

資源の再利用を推進するために市が設置する、古紙、布類、食用油及び使用済小型電子機器等の回収拠点

名 称	所在地
リサイクルステーションイオン豊橋南店	豊橋市野依町字落合1番地12
リサイクルステーションあずまだ	豊橋市東雲町30番地4

ウ) 環境センター

市内3ヶ所にあるごみ収集車の車庫などの機能を持つごみ収集の基地。古紙、布類及び使用済小型電子機器等の個別受入れも行っている。

名 称	所在地
東部環境センター	豊橋市飯村町字高山11番地19
南部環境センター	豊橋市東七根町字宝地道24番地
西部環境センター	豊橋市神野新田町字京ノ割46番地1

エ) 使用済小型電子機器等回収拠点

市内の公共施設で使用済小型電子機器等の個別受入れを行う。

名 称	所在地
東部環境センター	豊橋市飯村町字高山11番地19
南部環境センター	豊橋市東七根町字宝地道24番地
西部環境センター	豊橋市神野新田町字京ノ割46番地1
リサイクルステーションイオン豊橋南店	豊橋市野依町字落合1番地12
リサイクルステーションあずまだ	豊橋市東雲町30番地4
豊橋市役所	豊橋市今橋町1番地
石巻窓口センター	豊橋市石巻本町字市場111番地
駅前窓口センター	豊橋市駅前大通二丁目33番地の1
西部窓口センター	豊橋市牟呂町字内田22番地の2
東部窓口センター	豊橋市中岩田一丁目12番地の2
大清水窓口センター	豊橋市大清水町字彦坂10番地の7
南部窓口センター	豊橋市富本町字国隠67番地
高師台窓口センター	豊橋市曙町字南松原114番地
二川窓口センター	豊橋市大岩町字東郷内56番地の4
こども未来館 ここにこ	豊橋市松葉町三丁目1番地
視聴覚教育センター	豊橋市大岩町字火打坂19番地16
中央図書館	豊橋市羽根井町48番地
保健所・保健センター ほいっぷ	豊橋市中野町字中原100番地

(4) 直接持ち込みができる廃棄物処理施設等

ア) 家庭廃棄物

施設名	区 分	搬入者
豊橋市 資源化センター	もやすごみ、こわすごみ、危険ごみ、 大きなごみ	排出者または許可業者
豊橋市 廃棄物最終処分場	うめのごみ	排出者または許可業者
豊橋市バイオマス 利活用センター	生ごみ	許可業者

イ) 事業系廃棄物

施設名	区 分	搬入者
豊橋市 資源化センター	紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残さ、その他の一般廃棄物	排出事業者※又は許可業者
豊橋市バイオマス 利活用センター	動植物性残さ (生ごみ)	排出事業者※又は許可業者

※事前に投入許可証を取得した者とする。

(5) 廃棄物処理施設等の概要

ア) 中継施設

施設名	所在地	中継方式	公称能力
豊橋市 東部中継施設	豊橋市飯村町字高山11番地19	コンパクト・コンテナ方式	150t/日

イ) 中間処理施設

施設名	所在地	施設区分	型式	公称能力
豊橋市 資源化センター	豊橋市豊栄町 字西530	焼却施設	熱分解・高温燃焼熔融炉 ストーカ式	200t/日×2基 150t/日×1基
		再利用施設	前処理用切断式破碎機 回転式破碎機 前処理用切断機	70t/日
		剪定枝 リサイクル施設	一次破碎機 膨潤機	10t/日
豊橋市 資源リサイクル センター	豊橋市東七根町 字宝地道31～33	資源リサイクル センター	選別圧縮梱包式	45t/日 (びん・カン、金属類) 4.2t/日 (ペットボトル)
豊橋市 プラスチック リサイクルセンター	豊橋市東七根町 字宝地道40の1	プラスチック リサイクルセンター	機械選別 手選別 圧縮減容梱包	29t/日
豊橋市 バイオマス 利活用センター	豊橋市神野新田町 字中島75-2	メタン発酵施設	中温湿式メタン発酵 (嫌気性消化法)	62.3t/日(生ごみ) 146.4m <sup>3</sup> /日 (し尿・浄化槽汚泥)

ウ) その他の一般廃棄物処理施設

所在地	施設区分	型式	公称能力
豊橋市高塚町字東大縄手446番地	破碎施設	自走式せん断破碎機	38.5t/日

エ) 最終処分地

最終処分場名	所在地	埋立方法	埋立地面積	全体容量
豊橋市廃棄物最終処分場 第5次第Ⅱ工区	豊橋市高塚町字東大縄手 441番地ほか2筆	準好気性 埋立処理	138,944m <sup>2</sup>	1,588,000m <sup>3</sup>
豊橋市廃棄物最終処分場 第6次第Ⅰ工区	豊橋市高塚町字東大縄手 445番地ほか1筆	準好気性 埋立処理	25,000m <sup>2</sup>	262,000m <sup>3</sup>

(6) 市が処理をしないもの(適正処理困難物)

区 分	指定品目	処理の方法
危険性・引火性のあるもの	消火器、プロパンガスボンベ、 廃油、灯油、塗料、バッテリー、 シンナー、充電式電池	製造業者、販売店等による引き取り、または適正処理が可能な業者に処理を依頼する。
有害性のあるもの	農薬、劇薬	
市が処理する上で問題となるもの	タイヤ、バイク、自動車、ピアノ、 船舶	

(7) 個別法の規定によりメーカー等の回収により資源化されるもの

品 目 等	処理の方法
家電4品目(特定家庭用機器)	家電4品目メーカーによる資源化
使用済小型電子機器等	小型家電リサイクル法第10条第3項の認定を受けた認定事業者による資源化
パーソナルコンピューター、密閉型蓄電池 (指定再資源化製品)	メーカー等による資源化

別表1 一般廃棄物処理業許可業者

業者名	所在地	取り扱う一般廃棄物の種類
(株)トヨジン	豊橋市石巻本町字高嶋 53-1	ごみ
(株)明輝クリーナー	豊橋市若松町字中山 101 の 34	ごみ
(有)マルイ紙業	豊橋市牟呂町字南汐田 39 の 2	ごみ
中日金属工業(株)	豊橋市岩屋町字岩屋下 88 の 1	ごみ
豊橋市栄産業(有)	豊橋市三弥町字元屋敷 54 の 1	ごみ
協栄産業(株)	豊橋市大岩町字北山 6 の 911	ごみ
成和環境(株)	豊橋市東幸町字東明 5	ごみ
(有)東海化学工業所	豊橋市神野新田町字口ノ割 43-1	ごみ・し尿・浄化槽汚泥
サンエイ(株)	豊橋市若松町字若松 948	ごみ
(株)美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195 の 1	実験動物の死体及び糞・マット
(株)トヨエイ	豊橋市瓜郷町前川 42 の 3	し尿・浄化槽汚泥
(株)東三保全社	豊橋市石巻本町字投野55	し尿・浄化槽汚泥
(有)東部衛生社	豊橋市東田町字西脇12の9	し尿・浄化槽汚泥
(有)協和衛生社	豊橋市往完町字郷社東27の1	し尿・浄化槽汚泥
(有)山本衛生社	豊橋市大橋通三丁目158	し尿・浄化槽汚泥
(有)東三環境	豊橋市東幸町字大山126の2	し尿・浄化槽汚泥
(有)三協	豊橋市入船町57	し尿・浄化槽汚泥
(有)市民クラー	豊橋市三ノ輪町三丁目75	し尿・浄化槽汚泥

## II 生活排水処理実施計画

### (1) 生活排水（水洗便所し尿又は生活雑排水）

#### ア) 合併処理浄化槽による処理

推進区域面積	推進区域内人口	設置推進基数
20,772 ヘクタール	77,805人	39 基

#### イ) 地域し尿処理施設等による処理

区分	処理区	処理区域面積 ヘクタール	処理人口 人	処理施設名	処理能力 m <sup>3</sup> /日	所在地	処理方式	年間処理水量 m <sup>3</sup>
モ ニ タ リ ン グ	天津処理区	13	272	天津処理場	110	豊橋市杉山町字中薬1の24	長時間曝気方式	29,000
	杉山町御園処理区	7	623	杉山御園 処理場	320	豊橋市杉山町字七股池1の1	循環式活性汚泥処理方式 + 凝集分離処理方式	61,000
そ の 他	天伯処理区	11	883	天伯処理場	375	豊橋市天伯町字三ツ山16の64	長時間曝気方式	88,000
	野依台処理区	50	3,433	野依台処理場	3,000	豊橋市野依台二丁目10の3	接触酸化方式	449,000
	杉山町いずみが丘 処理区	19	1,629	いずみが丘 処理場	432	豊橋市杉山町字いずみが丘42の2	硝化液循環活性 汚泥方式 + 砂ろ過方式	141,000
	植田処理区	7	633	—	—	—	—	—
	植田三区処理区	7	604	—	—	—	—	—

※植田処理区、植田三区処理区は野依台処理区に含む。

#### ウ) 下水道による処理

区分	処理区	処理区域面積 ヘクタール	処理人口 人	処理施設名	処理能力 m <sup>3</sup> /日	所在地	処理方式	年間処理水量 m <sup>3</sup>
公 共 下 水 道	野田処理区	4,442	263,900	野田処理場	33,000	豊橋市三ツ相町10	標準活性汚泥方式	8,060,000
	中島処理区			中島処理場	117,500	豊橋市神野新田町字中島75の2	合流：標準活性汚泥方式 分流：ステップ流入式多段硝化 脱窒方式	28,765,000
	富士見台処理区			富士見台 処理場	5,100	豊橋市富士見台一丁目14の2	標準活性汚泥方式	753,000
	豊川流域 関連処理区			—	—	—	—	—
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	高根処理区	40	1,086	高根処理場	650	豊橋市高塚町字中保部114	オキシデーショディッチ方式	118,000
	豊南処理区	50	1,463	豊南処理場	800	豊橋市西赤沢町字南ノ谷150	回転円板及び オキシデーショディッチ方式	143,000
	五並処理区	90	3,001	五並処理場	1,500	豊橋市細谷町字袴田15の21	オキシデーショディッチ方式	341,000
	日色野処理区	17	290	—	—	—	—	—
	駒形処理区	20	609	—	—	—	—	—
	大村処理区	60	2,107	—	—	—	—	—
	石巻金田処理区	60	2,331	—	—	—	—	—
	下五井・横須賀 処理区	50	1,474	—	—	—	—	—
	大山処理区	30	494	—	—	—	—	—
	神ヶ谷・神郷 処理区	24	569	—	—	—	—	—
	むつみね台処理区	9	885	—	—	—	—	—
若松東処理区	5	684	—	—	—	—	—	

※駒形処理区、大山処理区は中島処理区に、若松東処理区、むつみね台処理区は富士見台処理区に含む。

エ) 農業集落排水処理施設による処理

区分	処理施設名	処理区域面積	処理人口	処理能力	所在地	処理方式	年間処理水量
農業集落排水事業	野依浄化センター	ヘクタール 60	人 1,394	m <sup>3</sup> /日 527	豊橋市野依町字西川79の2	接触曝気方式	m <sup>3</sup> 141,000
	下条浄化センター	95	1,401	603	豊橋市下条東町字上大道100,101	接触曝気方式	148,000
	雲谷中原浄化センター	65	1,212	794	豊橋市中原町字新瓶焼7の1	回分式活性汚泥方式	148,000
	五号浄化センター	21	403	165	豊橋市神野新田町字エノ割25の2	連続流入間欠曝気方式 +鉄溶液注入	45,000
	石巻高井浄化センター	102	2,759	1,310	豊橋市石巻本町字鷺巣66	連続流入間欠曝気方式 +鉄溶液注入	265,000
	高山浄化センター	60	1,067	564	豊橋市高山町字亀井20の2,21	D0制御連続流入間欠曝気方式+鉄溶液注入	129,000

(2) し尿・浄化槽汚泥

ア) 豊橋市資源化センター等におけるし尿等の処理

区分	収集運搬する廃棄物の量	収集回数	施設名	所在地	型式	公称能力
し尿 (許可業者)	キロリットル 1,600	申込みの都度	①豊橋市資源化センターし尿処理施設	①豊橋市豊栄町字西530	①標準脱窒素処理+凝集沈殿処理+砂ろ過処理	キロリットル/日 ① 243
浄化槽汚泥 (許可業者)	47,700	申込みの都度	②豊橋市バイオマス活用センター	②豊橋市神野新田町字中島75-2	②中温湿式メタン発酵処理(嫌気性消化法)	② 146.4

イ) 豊橋市資源化センターにおける浄化槽汚泥の処理

区分	発生施設名	収集運搬する廃棄物の量	処理施設名	所在地
浄化槽汚泥 (乾燥汚泥)	野依浄化センター 下条浄化センター 雲谷中原浄化センター 五号浄化センター 高山浄化センター	t 70	豊橋市資源化センター	豊橋市豊栄町字西530
浄化槽汚泥 (脱水汚泥)	野依台処理場	160		



## (2) 清掃手数料等の経緯

年度	ごみ等投入手数料		し尿収集手数料
	一般廃棄物	産業廃棄物	
昭和37			昭和37.4.1施行 (従量料金) 30円/36ℓ
40			昭和40.4.1改定 (従量料金) 45円/36ℓ
44			昭和44.4.1改定 (従量料金) 65円/36ℓ (定額料金) 人頭割 60円/人 世帯割 50円/世帯 (特別料金) 50円/回
47	昭和47.6.1施行 150円/500kg	150円/500kg	
48			昭和48.5.1改定 (従量料金) 85円/36ℓ (定額料金) 人頭割 80円/人 世帯割 60円/世帯
50	昭和50.6.1改定 300円/500kg	300円/500kg	
51			昭和51.5.1改定 (従量料金) 70円/18ℓ (定額料金) 人頭割 130円/人 世帯割 100円/世帯
55	昭和55.5.1改定 500円/500kg	1,000円/500kg	昭和55.5.1改定 (従量料金) 95円/18ℓ (定額料金) 人頭割 175円/人 世帯割 140円/世帯 (特別料金) 60円/回
56	昭和56.4.1改定 750円/500kg	1,500円/500kg	
57	昭和57.4.1改定 200円/100kg	400円/100kg	
59			昭和59.5.1改定 (従量料金) 115円/18ℓ (定額料金) 人頭割 210円/人 世帯割 170円/世帯
63			昭和63.5.1改定 (従量料金) 130円/18ℓ (定額料金) 人頭割 240円/人 世帯割 190円/世帯
平成4	平成4.5.1改定 300円/100kg	600円/100kg	平成4.5.1改定 (従量料金) 150円/18ℓ (定額料金) 人頭割 280円/人 世帯割 210円/世帯
8			平成8.5.1改定 (従量料金) 180円/18ℓ (定額料金) 人頭割 335円/人 世帯割 250円/世帯
9	平成9.5.1改定 400円/100kg	800円/100kg	
14			平成14.5.1改定 (従量料金) 210円/18ℓ (定額料金) 人頭割 390円/人 世帯割 290円/世帯
18	平成18.4.1改定 (廃棄物処理施設) 100円/10kg (最終処分場) 120円/10kg	180円/10kg 120円/10kg	
29	平成29.8.1改定 (バイオマス利活用センター) 50円/10kg		平成29.4.1廃止

年度	し尿浄化槽 汚泥投入	犬、猫等の 死体処理手数料	生 産 物 売 払			
			蒸 気	電 気	ス ラ グ	剪定枝チップ等
昭和37		昭和37.4.1施行 100円/匹				
39	昭和39.4.1施行 70円/1,000ℓ					
44	昭和44.4.1改定 60円/1,800ℓ					
48						
55	昭和55.5.1施行 (ふん) 200円/1,000kg (尿) 200円/1,000ℓ		昭和55.5.1施行 550円/t			
平成4	平成4.4.1改定 100円/1,800ℓ	平成4.4.1改定 500円/匹	平成4.4.1改定 600円/t			
9	平成9.4.1改定 50円/900ℓ	平成9.4.1改定 600円/匹				
10			平成10.4.1改定 500,000円/戸・年			
12			平成12.4.1改定 400,000円/戸・年			
14			平成14.4.1改定 300,000円/戸・年	平成14.4.1改定 1kwhにつき 夏季 昼間時間 12円50銭 その他時間 4円02銭 その他季 昼間時間 11円00銭 その他時間 4円02銭		
16					平成16.4.1施行 200円/t	
24				平成24.12.7 バイオマス発電設備 に認定。 平成25.1～ 電力固定価格FIT に契約変更。 FIT 17円00銭 その他 6円57銭		
25				平成25.4.1 競争入札とする。 FIT 20円78銭 重負荷 17円10銭 昼間 15円94銭 その他 8円19銭		平成25.4.1施行 チップ 50円/100kg 20円/袋 膨潤品 100円/100kg 30円/袋
26		平成26.4.1改定 610円/匹		FIT 20円57銭 重負荷 15円78銭 昼間 12円79銭 その他 12円31銭		
27				FIT 22円50銭 重負荷 18円60銭 昼間 15円16銭 その他 9円20銭		
28				FIT 18円0銭 重負荷 12円0銭 昼間 11円0銭 その他 8円20銭		

### (3) 廃棄物処理業者

#### ア. 一般廃棄物(ごみ)処理業

名 称	代表者氏名	電 話	所 在 地	車 両 台 数	収集・ 運搬
(株) ト ヨ ジ ン	鈴 木 絹 枝	88-0534	石巻本町字高嶋53-1	16台	○
(株) 明輝クリーナー	小 島 晃	25-1026	若松町字中山101の34	12	○
(有) マルイ紙業	氏 原 憲 志	47-1174	牟呂町字南汐田39の2	2	○
中日金属工業(株)	夏 山 典 明	61-9232	岩屋町字岩屋下88の1	1	○
豊橋市栄産業(有)	夏 山 行 正	41-7300	三弥町字元屋敷54の1	5	○
協栄産業(株)	小 澤 直 秀	43-1153	大岩町字北山6の911	2	○
成和環境(株)	豊 田 能 史	63-5131	東幸町字東明5	6	○
(有)東海化学工業所	文 元 康 行	31-8989	神野新田町字ロノ割43の1	1	○
サンエイ(株)	神 谷 武 之	29-3890	若松町字若松948	1	○
合 計				46	9社

#### イ. 一般廃棄物(実験動物の死体及び糞・マットに限る)処理業

名 称	代表者氏名	電 話	所 在 地	車 両 台 数	収集・ 運搬
(株) 美濃ラボ	岩 田 美 子	(0584) 66-3657	岐阜県海津市平田町今尾1195の1	4台	○

#### ウ. 一般廃棄物(し尿)処理業及び浄化槽清掃業

名 称	代表者氏名	電 話	所 在 地	車 両 台 数	一般廃棄物 処理業	浄化槽 清掃業
(株) ト ヨ エ イ	伊豫田 淳 倫	52-8052	瓜郷町前川42の3	4台	○	○
(有)東海化学工業所	文 元 康 行	31-8989	神野新田町字ロノ割43の1	2	○	○
(株) 東三保全社	加 藤 正 衛	88-0053	石巻本町字投野55	2	○	○
(有) 東部衛生社	金 光 伸 治	53-3478	東田町字西脇12の9	1	○	○
(有) 協和衛生社	山 口 秀 雄	31-0484	往完町字郷社東27の1	2	○	○
(有) 山本衛生社	山 本 真 宏	54-4922	大橋通三丁目158	1	○	○
(有) 東三環境	藤 原 通 明	61-1921	東幸町字大山126の2	1	○	○
(有) 三 協	仮 屋 友 勝	45-2073	入船町57	4	○	○
(有) 市民クリアー	金 光 貞 典 今 原 廣 徳	61-8932	三ノ輪町三丁目75	1	○	○
合 計				18	9社	9社

## 8. 環境行政のあゆみ

### (1) 環境保全行政のあゆみ

年月	環境行政事項	関連事項
昭和44	4 (これ以前は総務部行政課で公害行政を取扱う) 都市開発部開発課公害係設置	
45	10 厚生部公害交通課設置	水質汚濁防止法公布
12		
46	2 大気汚染自動測定開始 硫黄酸化物・浮遊粉じん(市役所、大崎局)	
46	4 交通排ガス等調査委託開始(薬剤師会) 公害担当職員5名増員(内水質技術関係2名)	愛知県公害防止条例公布、事務委任
6		悪臭防止法公布
10		大気汚染防止法事務委任
12	豊橋市公害防止条例公布	
47	2 第1回公害対策審議会開催 東三河公害行政連絡協議会発足	
3	豊橋市公害防止条例規制基準を公害対策審議会に諮問	
47	4 厚生部公害課設置、職員 15 名、水質試験所開設 河川・海域の環境及び事業場排水の水質調査開始	新幹線騒音暫定基準制定
6	豊橋市公害防止条例施行規則公布	
	気象調査を(財)気象協会に委託(2か年継続)	
7	豊橋市公害防止条例届出事務説明会(文化会館)	
11	油流出防止演習実施(朝倉川、80名参加)	
12	公害防除施設助成制度説明会開催	
48	3 道路交通騒音、交通量 24 時間調査実施	
48	4 公害対策審議会研究会開催	水質汚濁防止法改正(上乘排水基準)
5		悪臭防止法事務委任
6	公害防止管理者会議	
10	畜産施設所有者に警告書発送(1,489件)	
11	工事事故防止対策注意書発送(52件)	
49	5 環境週間協賛行事実施	水質汚濁防止法事務委任
6	悪臭実態調査	大気汚染防止法改正(総量規制導入)
10	「臨海部立地企業に対する公害防止に関する指導基準 について」公害対策審議会より答申	
50	3 臨海部立地企業 11 社と公害防止協定締結	水質環境基準の類型指定(梅田川)
50	8 地下水揚水利用実態調査実施	
12	「硫黄酸化物排出量規制に伴う既設企業に対する指導 基準について」公害対策審議会より答申	
51	2 産業公害相談員打合せ	
51	6 振動規制法公布	振動規制法公布
7	大気汚染測定車による大気汚染測定	
52	1 大気粉じん中の重金属調査	第7次公害防止計画承認
2	「河川の水質保全のための既設企業に対する排水指導 基準について」公害対策審議会より答申	
3	豊橋市地下水保全対策協議会設立	
52	4 新幹線騒音7日間連続測定調査(県実施)	
8	悪臭防止法による悪臭物質の排出を規制する地域の指 定及び基準の設定	特定工場における公害防止組織の整備 に関する法律事務委任
9		振動規制法事務委任
53	1 「騒音・振動防止のための既設企業に対する指導基準 について」公害対策審議会より答申	

年月	環境行政事項	関連事項
53 5 6 12	新幹線鉄道騒音振動に係る騒音振動測定業務に関して 日本国有鉄道と協定締結 「悪臭防止のための既設企業に対する指導基準の設定 について」公害対策審議会より答申	水質汚濁防止法改正(総量規制導入)
54 4 10	国・県に対して地下水観測井設置の要望 新幹線鉄道騒音振動に係る障害防止対策助成事務受託 について日本国有鉄道と協定締結 悪臭官能試験法試行	
55 4	駅前公共駐車場(第1、第2)排ガス測定	愛知県生活排水対策推進要綱制定
56 4 5 8	公害調査センター開所 「臨海部立地企業に対する公害防止に関する指導基準 (大気関係)の見直しについて」公害対策審議会より答申	飲食店、テニス場等に係る近隣騒音 規制施行(県条例)
57 6 9	悪臭機器分析開始(アンモニア) 底質環境調査受託(環境庁)	第10回環境週間
58 10 12 60 3	梅田川水質汚濁負荷量調査報告書発行 深夜営業騒音立入調査 公害学習用ビデオ作成、市内各小学校へ配布	
60 8 61 2 3	第7次公害防止計画の見直し延長を愛知県知事へ要望 (東三河公害行政連絡協議会) 第8期豊橋市公害対策審議会委員委嘱 柳生川・紙田川水質汚濁負荷量調査報告書発行	環境影響評価の制度化に関する関係 課長会議(県)
61 4 62 1 3	梅田川水質改善対策事業(第1次)開始	東三河地域公害防止計画内閣総理大 臣承認 水質環境基準類型指定(佐奈川)
62 5 7 11 63 3	豊橋市地下水保全対策協議会設立10周年記念式典開催 東三河地域生活排水浄化活動発表会開催 朝倉川水質汚濁負荷量調査報告書発行	伊勢湾富栄養化対策指導指針制定(県)
63 4 6 8 平成元 3	合併処理浄化槽設置整備補助事業の開始 水質浄化実験開始(浜池排水路他) 河川愛護啓発用立看板の設置(梅田川)	水環境フォーラム63開催(環境庁)
平成元 8 10 2 1	あいちクリーン・アクアフェア開催 (県、東三河公害行政連絡協議会共催) 神田川水質汚濁負荷量調査報告書発行	愛知県合併処理浄化槽普及促進協議 会設立総会開催(岡崎市)
2 4 6 7 11 3 2	梅田川クリーン推進員設置 三河湾浄化推進協議会設立総会開催	公害防止計画推進市区町村協議会設 立総会開催(東京都) 全国合併処理浄化槽促進市町村協議 会設立総会開催(東京都) 豊川水系水質汚濁対策連絡協議会設 立総会開催(豊川市)

年月	環境行政事項	関連事項
3 4 7 8 11	梅田川水質改善対策事業(第2次)開始 柳生川・朝倉川クリーン推進員設置 光化学スモッグ注意報8回発令	土壌汚染環境基準環境庁告示
4 1	間川水質汚濁負荷量調査報告書発行	
4 5 6 8	豊橋市アカウミガメ保護対策協議会設立 三河湾浄化推進大会開催	地球環境サミット開催
5 3	公害調査センター仮庁舎(神野新田町中島)に移転 梅田川水質汚濁負荷量調査報告書発行	
5 4 8 11	機構改革、保健環境部公害対策課、環境保全課設置	窒素・磷海域環境基準環境庁告示 環境基本法制定
6 2	電気自動車導入	
6 12		環境基本計画閣議決定 あいちアジェンダ 21 策定
7 4 8 3	環境庁実務研修員1名派遣 豊橋市環境基本条例制定 生活排水対策推進計画策定(梅田川流域)	愛知県環境基本条例制定
8 6 7 8 11	第1回環境審議会開催 「環境を考える市民のつどい」開催 公害調査センター本庁立体駐車場6階に移転 閉鎖性海域の環境改善に関する国際会議開催 小学校訪問授業開催	大気有害物質環境基準環境庁告示
9 2		
9 4 8 10	機構改革、保健環境部公害対策課、環境保全課統合、 環境対策課設置、公害調査センターを環境調査セン ターに改称 エコクッキング開催 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレ ンの大気中濃度測定開始 第1回「梅田川ふれあいクリーン作戦」開催	
10 3	豊橋市アカウミガメ実態調査報告書「とよはしのアカ ウミガメ」発行	
10 8 11 3	豊橋市エコアクションプラン策定 エコサイエンス・ライブ開催 豊橋市自然環境保全基礎調査報告書発行	
11 4 7	機構改革、環境部環境政策課、環境保全課設置 住宅用太陽光発電システム及び雨水貯留槽設置整備補 助事業の開始	
12 3	「豊橋の自然発見」発行 豊橋市環境基本計画策定	中核市移行に伴い大気汚染防止法工 場関係ほか事務委任  ダイオキシン類対策特別措置法公布
13 2 3	とよはし地域新エネルギービジョン策定 豊橋市廃棄物総合計画策定	
13 4 8 12	低公害車普及促進補助事業の開始 ISO14001認証取得 愛知地域公害防止計画について国の同意を得る	
14 3	豊橋市産業廃棄物処理基本計画策定	

年月	環境行政事項	関連事項
14 5 10		土壌汚染対策法公布 自動車 NO <sub>x</sub> ・PM 法の車種規制開始
15 3	大気汚染常時監視テレメータの導入 「とよはしアカウミガメのしらべ」発行	県民の生活環境の保全等に関する条例公布
15 4	最新規制適合車等早期代替促進補助事業の開始	
16 4		PRTR法届出書受理事務委任
18 1 3	表浜海岸への車両乗入れ規制開始 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整 に関する条例制定(同年7月1日施行) 豊橋市環境基本計画改訂 豊橋市廃棄物総合計画改訂	
18 4 19 3	ISO14001の適用範囲を資源化センター等7施設へ拡大 豊橋市産業廃棄物処理基本計画改訂	
19 4 10	余熱利用施設(りすば豊橋)運用開始	悪臭防止法に基づく規制方式の変更
20 4	余熱利用施設(りすば豊橋)を環境政策課から健康課 へ配置替	
22 3	豊橋市地球温暖化対策地域推進計画策定 産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係 る紛争の予防及び調整に関する条例改正(同年4月1 日施行)	土壌汚染対策法改正(汚染土壌処理業に 関する規定の新設)H21. 4
22 4 10 23 3	電動アシスト自転車購入補助金開始 電気自動車等普及促進事業補助金開始  三河湾浄化推進協議会設立20周年記念行事開催 豊橋市環境基本計画策定 豊橋市廃棄物総合計画策定	県民の生活環境の保全等に関する条例改 正(土壌・地下水関係) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する 条例に基づき、アカウミガメ等を指定希 少野生動植物種として指定(愛知県) 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)開催(愛知県・名古屋市)
23 4 9 11	電動バイク購入等補助金開始 充電設備購入等補助金開始 干潟再生実験プロジェクト開始(平成23年～25年) 梅田川等外来植物対策会議開始 アルゼンチンアリの防除開始	
24 4 7 25 3	住宅用燃料電池システム導入補助金開始 手作りコンポスト実践講座開催 「とよはし アカウミガメのあしあと」発行 ISO14001認証取り下げ	
25 4 6	とよはしエコマネジメントシステム(T-EMS)運用開始 ええじゃないか、エコキャップグランプリ開催 エコドライブ講習会開催	
26 6 7	干潟保全実践プロジェクト開始(平成26年～28年) 大気汚染防止法の一部改正(同年6月1日施行)  表浜海岸夜間監視パトロールの実施 ごみ収集日お知らせメールサービス開始	建築物・工作物の解体工事等に伴う石綿 (アスベスト)飛散防止対策の強化 海岸利用状況と周辺の騒音状況調査

年月	環境行政事項	関連事項
27	4 住宅用充電設備導入補助金開始 ホームエネルギーマネジメントシステム導入補助金開始 住宅用リチウムイオン蓄電池導入補助金開始 木質燃料利用促進事業補助金開始	
	6 大規模災害時における処理困難物適正処理モデル事業に係るモデル地域に採択	
	7 「三河湾浄化推進協議会」から「豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会」に改名(目的等の見直し)	
28	3 豊橋市災害廃棄物処理計画策定 豊橋市環境基本計画改訂 豊橋市廃棄物総合計画改訂 豊橋市地球温暖化対策地域推進計画改訂	
28	4 家庭用エネルギー設備導入補助金開始 次世代自動車等購入補助金開始	
	6 とよはしE-じゃん発電所 売電開始	
	7 「豊橋の自然探検」発行	
29	6 ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」配信開始	



(2) 清掃事業のあゆみ

年	清掃事業	関連事項
昭和20	昭和20年頃まで農地還元(農家収集)及び自家処理	緊急開拓事業開始(豊橋市内 2,955ha)
21	市街地周辺の農家のごみ、し尿を自由収集 市はリヤカー及び米軍払下げジープで厨芥と不燃物を分別収集開始 (厨芥→農地還元、不燃物→埋立処理)	
23		衛生課管轄 「開拓地土壌改良事業」が決定 酸性土壌改良のため炭カル施用
24		土壌改良の一環として静岡、浜松から塵芥を貨物輸送 (昭和24年～26年)
26		名古屋市から塵芥の貨物輸送を開始 (昭和26年～31年 合計42,198t)
28	ごみ収集量 厨 芥 1,963t/年 危険物 1,145t/年	
29	特別清掃区域の設定	清掃法施行
30	ごみ収集専用車購入(スクリュードラム車2台) 厨 芥……各戸収集→農地還元 危険物……常設箱不定期収集→埋立地	
34	大口排出者 特別有料収集を開始(昭和47年度まで継続)	
35	可燃物 収集回数 1回/週(中心部は2回又は3回) 収集場所 戸別(周辺部は持出収集)	衛生課から分離し清掃事務所発足
36	コンポスト施設建設開始	
37	し尿収集料金制定(30円/36ℓ) し尿収集業者10社を許可。「豊橋市清掃事業協同組合」を結成	
38	し尿収集業者に浄化槽汚泥収集を許可	
39	コンポスト施設(50t/日)稼働 コンポストの農地還元を開始、又ごみの自家焼却を奨励 (ごみの減量とコンポストに適したごみ質を得るため) し尿料金値上げ抑制交付金制度開始 ごみ投入料金制定(10円/100kg)	
42	ごみ量増大に対処して焼却炉建設に着手(3か年継続事業)	
43	自家焼却の奨励中止	
44	焼却炉稼働(90t/日:2基) 廃棄物処理業者を許可(1社)	清掃事業部業務課、施設課発足
45	第1次埋立開始・完了	
46	清掃区域を市内全域に拡大 可燃物……袋、市内全域、ステーション収集に切替 不燃物……市内全域、ステーション収集に切替 粗大ごみ収集開始(委託1回/年)昭和54年度まで 市営廃棄物埋立処理場……事業所系廃棄物は自由搬入から登録許可制に切替 第2次埋立開始	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行(9月)
47	市営廃棄物埋立処理場有料制実施(150円/500kg)	清掃事業部を清掃部に変更 埋立処理課発足 厚生省中小都市の廃棄物処理システムの設計研究モデル都市に指定
48	有料特別収集を廃止し、週2回収集地区を1万世帯に拡大 週3回収集地区を廃止 不燃物の定期収集(1回/月)の完全実施 電機集塵機(焼却炉)稼働 粗大ごみ圧縮破砕機稼働 粗大ごみ収集(委託10回/年)	

年	清掃事業	関連事項
49	ごみ週2回収地区を2万3千世帯に拡大 廃棄物処理業者2社を許可(3社)	特別措置交付金
50	ごみ週2回収地区を4万5千世帯に拡大 高層団地コンテナ収集実施 資源回収分別収集(実験)実施 清掃モニター委嘱	特別措置交付金
51	ごみ週2回収地区を6万9千世帯に拡大 '76世界環境展出品(都市農村環境結合事業計画) 廃棄物処理業者1社を許可(4社)	
52	ごみ週2回収地区を全市の95%に拡大 有害物分別収集開始(年4回) 第2次埋立完了(9月)第3次埋立開始(10月) 廃棄物処理業者1社を許可(5社)	都市農村環境整備対策課発足 廃棄物総合処理資源化事業推進対 策審議会発足
53	廃棄物総合処理資源化事業着手(2か年継続事業)初年度 総事業費 85億5千7百万円	業務課相談指導係設置
54	廃棄物総合処理資源化事業(2か年継続事業)最終年度 危険物月2回収集を開始 廃棄物処理業者1社を許可(6社)	特別措置交付金
55	資源化センター本格稼働(11月) 焼却処理、高速堆肥化処理、し尿処理、再利用の各施設、 鶏ふん処理施設(56年3月完成) 5分別収集開始(家庭系廃棄物) もやせるごみ週2回収地区を全市拡大 第3次埋立完了(6月) 第4次埋立開始(7月) 高山清掃センター職員詰所及び車庫棟(56年月完成) 詰所(3F) 900.1㎡ 車庫棟 379.4㎡ 廃棄物処理業者2社を許可(8社) 清掃指導員委嘱	都市農村環境整備対策課廃課 管理課発足
56	最終処分場汚水処理施設稼働(7月) 廃棄物処理業者1社を許可(9社)	管理課を高山清掃センターから本庁舎 へ移転(6月)
57	高山清掃センター処理施設撤去 清掃モニター廃止(昭和50年開始)	
58	東部中継基地施設整備事業着手 南部仮業務所開設(7月) 廃棄物処理業者2社を許可(11社)	特別措置交付金
59	廃棄物処理業者1社廃止(10社) ごみ減量化対策(実験)実施	清掃部を環境部に変更
60	廃棄物処理業者1社廃止(9社)	浄化槽法施行(10月)
61	東部中継施設稼働 第4次埋立地完了(4月) 第5次埋立開始(5月) ごみ減量容器補助金制度開始 鶏ふん処理施設廃止(10月)	
62	南部環境センター開設(6月) 公衆便所清掃一部嘱託化(2名) 増設炉建設等調査費開始 資源ごみ処理事業交付金制度開始	高山清掃センターを東部環境セン ターに改称 業務課、施設課係体制変更
63	増設炉整備計画書等作成委託 西部環境センター建設事業開始	
平成元	ごみ減量容器補助金制度廃止 西部環境センター開設(4月) 資源化センター焼却施設(増設炉)建設事業着手 (2か年継続事業)初年度 資源ごみ処理施設(リサイクルセンター)建設事業開始 全国都市清掃会議秋季理事会・評議員会開催(11月)	業務課減量対策係設置 特別措置交付金

年	清掃事業	関連事項
2	資源ごみ処理事業交付金制度廃止 資源化センター焼却施設建設事業(2か年継続事業)最終年度 資源リサイクルセンター本格稼働(7月) 日指定収集開始(7月) もやせないごみの月2回収集実施 豊橋市ごみ減量推進協議会設立(9月) 資源ごみ処理事業委託開始 東部環境センター整備事業開始 地域資源回収団体奨励金制度開始 圧縮積替ボックス建設事業開始	特別措置交付金
3	資源化センター焼却炉(3号炉)本格稼働(3月) 資源ごみ高度分別推進モデル事業開始(8月) 有害ごみ最終処分委託開始(4月)	「再生資源の利用の促進に関する法律」施行(10月) 特別措置交付金
4		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正法施行(7月) 特別措置交付金
5	ごみ減量容器補助金交付再開 東部環境センター整備事業完了 圧縮積替ボックス建設事業完了	環境部を環境事業部に、管理課を管理企画課に変更 「豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例、規則」施行(4月) 一般廃棄物処理基本計画作成
6	東部環境センター汚水処理施設稼働(4月) 西部中継施設実施設計等委託	
7	資源ごみ回収業務、民間委託開始 資源化センター施設整備事業開始	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」公布(6月)
8	西部中継施設建設事業完了 資源ごみ回収業務委託校区追加(22校区から34校区へ) 豊橋市分別収集計画(平成9～13年)提出(10月)	業務課「減量対策係」が管理企画課へ配置替 市制90周年記念「ごみ減量フォーラム・リサイクルフェア」開催
9	西部中継施設稼働(4月) フロン回収事業開始(7月) 埋立処理課窓口業務嘱託化 塵芥収集車に描画(3台) 資源ごみ回収業務委託校区追加(34校区から44校区へ) 資源化センター施設整備事業完了 ごみ処理施設発注仕様書、整備計画書等作成	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」施行(4月) 特別措置交付金
10	ごみ処理施設整備事業開始 ペットボトル回収事業開始(7月) 透明ごみ袋推進事業開始(7月) 天然ガス自動車導入 塵芥収集車に描画(3台) 資源ごみ回収業務委託校区追加(44校区から全51校区へ)	愛知県本庁及び豊橋保健所に職員2名を1年間研修派遣 特別措置交付金
11	6分別(プラスチックごみ毎週水曜日収集)収集開始(7月) プラスチックごみ毎週水曜日収集開始(7月) 電動式生ごみ処理機補助金開始 ごみ減量容器補助金から生ごみ減量容器補助金へ変更	中核市移行に伴い一般・産業廃棄物処理施設設置の許可に関する事、産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可に関する事、浄化槽設置等の届出に関する事が委譲環境事業部と保健環境部(環境部門)を統合して環境部に、部統合により管理企画課を廃棄物対策課に、環境対策課を環境保全課に変更 環境政策課・焼却施設建設室を新設 特別措置交付金

年	清掃事業	関連事項
13	大きなごみ戸別有料収集開始(4月) 「蛍光灯などの日」月1回収集開始(4月) ごみ処理施設整備事業完了	特定家庭用機器再商品化法施行(4月) 資源の有効な利用の促進に関する 法律施行(4月)
14	資源化センター焼却炉(1・2号更新炉)本格稼働(4月) 530運動環境協議会設立(4月) ふれあい収集開始(7月) 資源ごみ回収業務委託から資源ごみ(びん・カン)回収業務委託へ変更 ペットボトル回収業務委託開始 ペットボトル処理業務委託開始 リサイクルステーションモデル事業開始	焼却施設建設室廃室
15	し尿料金値上げ抑制交付金制度廃止 資源ごみ処理業務委託から資源ごみ(びん・カン)処理業務委託へ変更 プラスチックリサイクルセンター整備事業開始 リサイクルステーション(ジャスコ豊橋南店)開設(7月) 7分別収集開始(もやせないごみ→こわすごみ・うめるごみ) 布類の月1回収集実施(7月)	
16	プラスチックリサイクルセンター整備事業完了 リサイクルステーション(アピタ向山店)開設(7月)	
17	プラスチックリサイクルセンター稼働(4月)	
20	リサイクルステーション(ふれあいコープあ・ん・ず)開設(7月) ステーションでのペットボトル収集開始(7月)	
21	リサイクルステーションでの食用油試験収集開始(7月) 電動式生ごみ処理機貸出開始(10月)	
23	ピンカンボックス抜取防止モデル事業 プラスチック選別処理業務開始 第6次埋立開始、高塚浸出水処理施設稼働(6月) 豊橋市ごみ減量推進検討委員会開催(4回)	温暖化対策推進室を新設 プラスチックリサイクルセンターの所管を 施設課へ変更(4月) ペットボトル拠点収集を廃止(4月) こわすごみ選別施設使用開始(10月)
24	こわすごみ選別処理業務開始 豊橋市ごみ減量推進検討委員会開催(4回)	剪定枝リサイクル施設稼働(4月) 豊橋市ごみ減量推進検討委員会からごみ減量 の推進に関する提言(1月)
25	西部地域もやすごみ等収集運搬業務委託開始 小型家電類の拠点回収開始(7月)	西部地域におけるもやすごみ等収集運搬 の業務委託開始(4月) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進 に関する法律施行(4月)
26	リサイクルステーション(アピタ向山店)閉鎖(1月)	
27	リサイクルステーション(あずまだ)開設(7月) リサイクルステーション(ふれあいコープあ・ん・ず)閉鎖(11月)	施設建設室を新設
28	もやすごみとこわすごみの指定ごみ袋制度開始(4月) ピンカンボックス廃止(3月)	
29	11分別収集開始(生ごみ分別収集開始、資源ごみの名称を廃止し、びん・カン、布類、古紙へ)(4月) 生ごみの指定ごみ袋制度開始(4月) びん・カンのステーション収集開始(4月) プラスチック(資源)をプラマークごみへ名称変更(4月) プラマークごみの収集を週1回から2週1回へ変更(4月) 布類及びうめるごみの収集を4週1回から8週1回へ変更(4月) バイオマス利活用センター本格稼働(10月)	